

(外交防衛委員会)

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 (第百

七十六回国会閣条第五号) (衆議院送付) 要旨

この協定は、我が国と大韓民国との間及び両国民間の友好関係の発展に資するための特別の措置として、朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島に由来する図書を大韓民国政府に対して引き渡すため交渉が行われた結果、二〇一〇年 (平成二十二年) 十一月十四日に横浜において署名が行われたものである。

この協定は、前文、本文三箇条、末文及び附属書から成り、その内容は次のとおりである。

一、日本国政府は、朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書 (後記四) を、この協定の効力発生後六箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡す。

二、両国政府は、前記一の措置により両国間の文化交流及び文化協力が一層発展するよう努める。

三、この協定は、各政府がそれぞれ必要な国内手続が完了したことを相手国政府に対して通告し、遅い方の通告が受領された日に効力を生ずる。

四、附属書に掲げる図書は、朝鮮王朝儀軌 (八十一部百六十七冊) 及びその他の図書 (六十九部千三十八冊)

の合計百五十部千二百五冊から成る。